

豊橋市立東陵中学校いじめ防止基本方針

豊橋市立東陵中学校

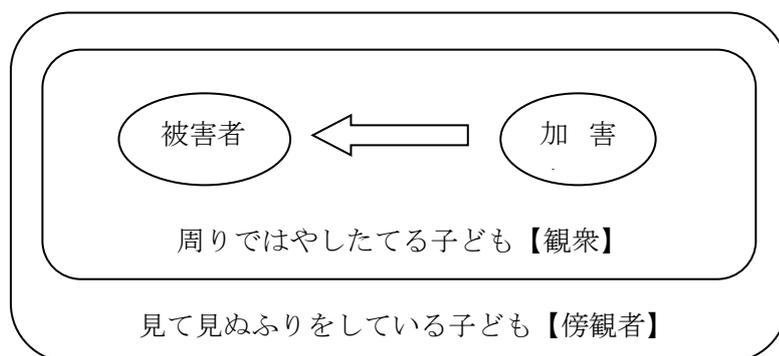
1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめとは

「該当生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」(文部科学省)

※たとえ軽微なもの・短期間のものであっても「いじめがあった」という認識のもとに、迅速かつ誠実に対応することが大切である。

(2) いじめの構造



いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやしたてる子どもは**積極的に是認する存在**、見て見ぬふりをする子どもは**暗黙的に支持する存在**である。したがって、「観衆」も「傍観者」も**いじめを助長する存在である**ことを忘れてはならない。

ただし、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の4つは、ちょっとしたきっかけで立場が入れ替わる可能性がある。いじめの加害者が、いつも加害者になるとは限らない。

(3) 教師として心がけるべきこと（早期発見のために）

ア いじめを見抜く感性を磨く

いじめは目の届きにくい所で発生することが多い。「トイレの前を通る時にのぞいてみる」「放課に校舎の死角を歩いてみる」「授業と授業の間は教室で過ごす」などの動きを常にとれる姿勢をもつ。

イ 子どもをとらえる努力をする

「けやき」、個人面談、朝の健康観察、雑談、教科担任・部活顧問からの様子などを通して日頃から子どもに寄り添い、子どもの様子を常に把握するように努める。

ウ いじめは許さないという風土をつくる

いじめ問題、生命の大切さ、規範認識などを道徳や特別活動で取り上げて、いじめは絶対に許さないという風土をつくる。**自浄作用のある集団作り**に努める。

エ 心の居場所のある集団づくりに努める

学校生活の中で**自己肯定感**や自己有用感を実感できる場をつくるのが、自他を尊重する温かい人間関係につながる。日々のさまざまな授業などで教師の丁寧な働きかけが、子どもたちの心を成長させることとなる。

オ 不安や悩みを受け止める姿勢をもつ

子どもが話しかけてきたのに「ちょっと待って、後でね」という対応は、子どもの声に耳を傾けていることにはならない。最後まで話を聞いて不安や悩みを受け止めることが大切である。

カ 教師間で連携して対応する

担任一人で抱え込むのではなく、学年主任、生活サポート、生徒指導、養護教諭、S C等の各担当とも連携して対応する。事案によっては教育相談室などの関係機関と連携する。

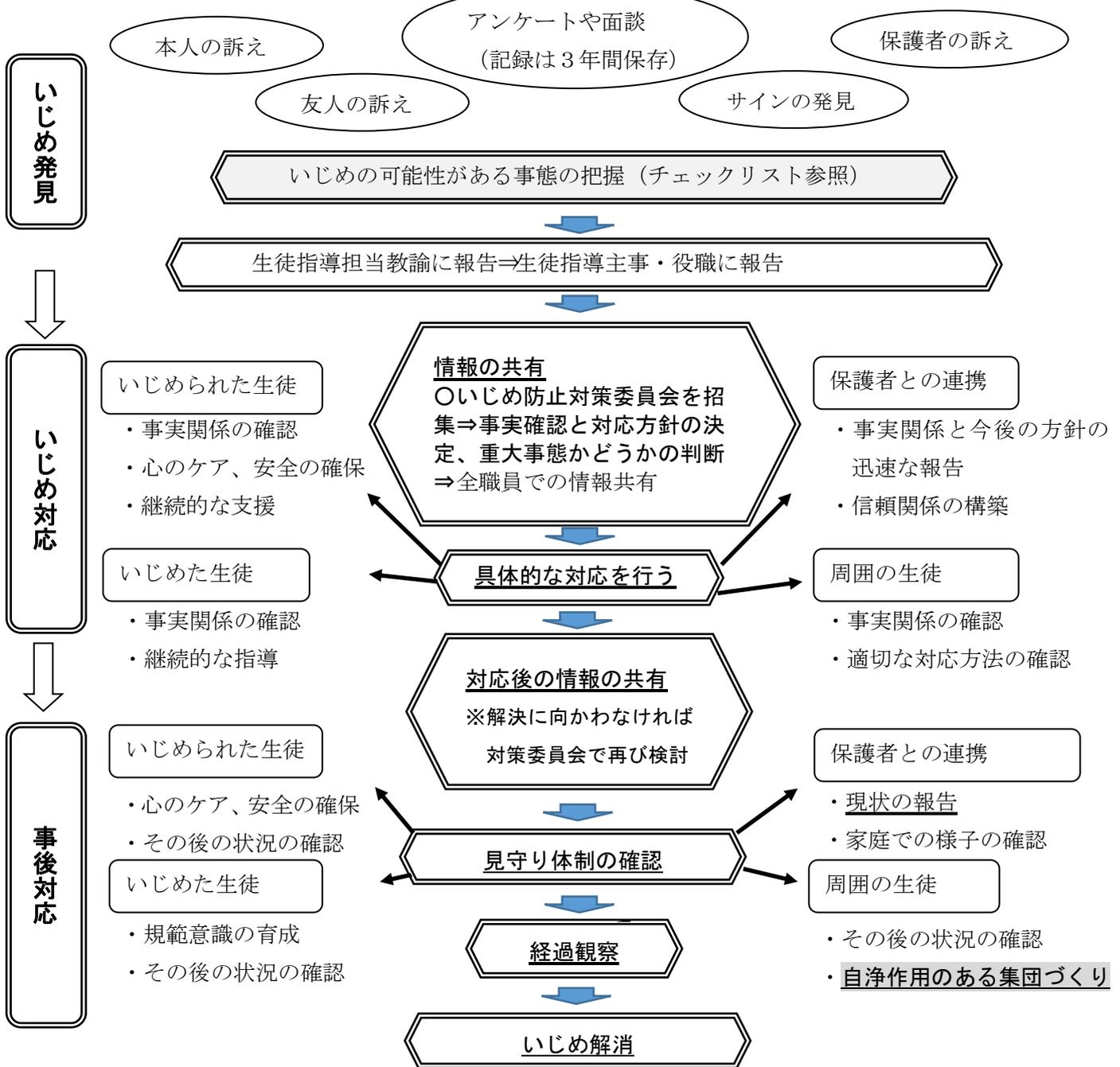
キ いじめを訴えには迅速・誠実に対応する

本人や保護者の立場に立って迅速に対応することが大切。学校の迅速で誠実な対応が信頼関係につながる。「いじめられた方にも問題がある」というとらえ方では、決して解決しない。

ク 生徒指導の「さ・し・す・せ・そ」の徹底を

「さ」最悪を考え 「し」慎重に 「す」すばやく 「せ」誠意をもって 「そ」組織で対応

(4)いじめ早期発見対応マニュアル



いじめ解消の判断

- ①いじめに係る行為が止んでいること (インターネットを含む)。その状態が3か月以上継続していること
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと (保護者にも確認する)

(5) いじめ発見チェックポイント

<朝>

- () 遅刻・欠席や始業時間ぎりぎりの登校が増える。
- () 表情が暗く、うつむきがちになる。
- () あいさつの声かけに対してはっきりと反応しない。周囲からあいさつされない。

<授業等>

- () 持ち物がなくなったり、持ち物に落書きされたりする。
- () 忘れ物が多くなる。
- () 体調不良を訴えたり保健室へ行きたがったりする。
- () グループ分けの時に孤立しがちになる。
- () その子が指名されたり発言したりすると周囲がざわつく。
- () 学習に対する意欲がなくなっている。

<放課等>

- () 机・椅子、ロッカー内の荷物が散乱している。
- () 机・椅子が移動させられている。
- () 何をするでもなく廊下や階段を歩いていたり、用もないのに職員室・保健室に顔を出したりする。
- () 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる。
- () 特定の子どもに気をつかうそぶりが見られる。
- () 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている。
- () 掲示物にいたずらされたりその子のことが黒板に落書きされたりする。

<給食・掃除等>

- () その子が配膳すると、周りが嫌がる。
- () 班を作って会食する時、その子の机と自分の机をつけたがらない。
- () 給食の盛りつけられ方が不自然(極端に多い・少ない)
- () 給食中も周囲の会話に入ろうとしない。
- () その子の机・椅子を運ぼうとしない。
- () 他の子どもから離れて一人で掃除している。
- () みんなが嫌がる仕事をいつもしている。

<その他>

- () 先生と視線を合わさない。
- () カッターなど危険な物を持ち歩くようになる。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策委員会（サポート委員会を兼ねる）

構成員 校長、教頭、教務、校務、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、S C

(2) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合

ア 上記委員会に該当担任を加え、直ちに委員会を開催する。正確な事実の把握、問題解消に向けた指導・支援を検討し、委員会中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

イ 被害生徒を守り、加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う

ウ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

エ **重大事態**が生じた場合、速やかに教育委員会に報告し、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。学校が事実に関する調査を実施する場合は、「東陵中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じて、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

3 取り組みに対する検証・見直し

(1) いじめ防止の取り組みについては、R P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取り組みになるようにする。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート等を実施し、生活サポート委員会ではいじめに関する取り組みの検証を行う。

4 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。

(3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。